

受称

# ライジング・トゥモロー 日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド

### 追加型投信/内外/株式

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書) 2025. 3.11

# ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- 1. 本書により行う日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月10日に関東財務局長に提出し、2025年3月11日にその効力が発生しております。
- 2. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
- 3. 本書は、有価証券届出書(第三部の第2及び第3を除きます。)の内容を記載した ものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書(請求目論見書)です。

発 行 者 名:ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

代表者の役職氏名:代表取締役社長 弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ

本店の所在の場所: 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森 JP タワー

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所:該当事項はありません。

# <u></u> 旦 次

	項  目	ページ
第一部	【証券情報】	1
第二部	【ファンド情報】	5
第1	【ファンドの状況】	5
第 2	【管理及び運営】	41
第3	【ファンドの経理状況】	47
第4	【内国投資信託受益証券事務の概要】	62
第三部	【委託会社等の情報】	63
第1	【委託会社等の概況】	63
投資信託		

#### 第一部【証券情報】

#### (1) 【ファンドの名称】

日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド (愛称:ライジング・トゥモロー) (以下「ファンド」という場合があります。)

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社(「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

#### (3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※ 「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

#### (5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。 収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

#### (6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。 申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

#### (7)【申込期間】

2025年3月11日から2025年9月10日まで(継続申込期間)

ただし、取得申込受付日がフランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する場合、取得申込みの受付は行いません。

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。 販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

#### (9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座 を経由して、受託会社の指定するファンドロ座に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社(上記「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。)において 払込みを取扱います。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。 株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

① 取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日(ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。)の午後3時30分<sup>※1</sup>までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。※1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「分配金受取りコース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。

当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「分配金受取りコース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。

「分配金再投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って契約<sup>※2</sup>を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。 ※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

- ② 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等
  - a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
  - b. 委託会社は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

#### ③ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振

替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

④ 投資信託の基礎知識

# 投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



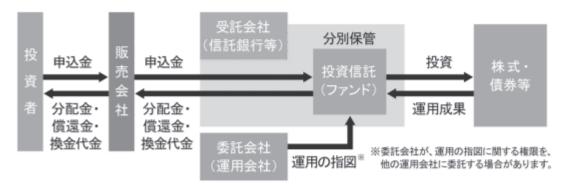
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。 運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や 運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

# 投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて 実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の 保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



#### 留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、 投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

### 委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス https://funds.dws.com/ja-jp/
- ・電話番号 03-6730-1308 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】
- ① ファンドの目的

当ファンドは、ニュー・リソース・マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)への投資を通じて、世界各国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

② 信託金の限度額

5,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

#### <商品分類表>

>// / L. ## LU. / ➡	LELVAN L. L. Ar.		V-L 1.	
単位型投信•	投資対象	投資対象資産	独立	補足分類
追加型投信	地域	(収益の源泉)	区分	
		株式		
単位型投信	国内	債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
	1647.1		1,111	
追加型投信	内外	その他資産( )	ΕΤF	特殊型
		資産複合		

<sup>(</sup>注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### <商品分類の定義について>

- 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。
- 1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 2. 「投資対象地域」の区分のうち、「内外」とは、目論見書または投資信託約款において、国内及び 海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 3. 「投資対象資産(収益の源泉)」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

#### <属性区分表>

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象インデ ックス	特殊型
株式		グローバル				
一般		(日本を含む)				ブル・
大型株		日本				ベア型
中小型株	年1回				日経225	
	十二四	北米	ファミリー	あり		
債券	年2回		ファンド	( )		<i>₹ [1</i> ].
一般	T 2 E	欧州				条件付 運用型
公債	年4回	16,()11				
社債		アジア				
その他債券	年6回					
クレジット属性	(隔月)				TOPIX	ロング・ショ
		オセアニア				ート型/絶対収
<b>不科文机</b> />	年12回 (毎月)					益追求型
不動産投信	(14)1)	中南米				
	日々		コーンド			
その他資産		アフリカ	ファンド・オブ・	なし		
(投資信託証券(株式))	その他		ファンズ			
	( )	中元丰			その他	その他
資産複合		中近東 (中東)			,	( )
資産配分固定型		エマージング				
資産配分変更型	<u> </u>					

- (注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- ※ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <属性区分の定義について>

- 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。
- 1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信(リート)以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド(投資信託証券)を通じて実質的に株式に投資するため、商品分類表の「投資対象資産(収益の源泉)」においては「株式」に分類されます。
- 2. 「決算頻度」の区分のうち、「年1回」とは、目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 3. 「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組 入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の 資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。
- 4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、 親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資す るものをいいます。
- 5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
- なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) をご参照下さい。

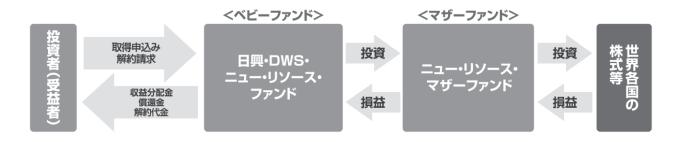
- ④ ファンドの特色(以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。)
  - 1. グローバルな需要のシフト(変化・増大)から、今後成長が期待される3つのテーマに関連する世界各国の企業の株式を中心に投資を行います。
    - ・投資対象の選定においては、ファンダメンタルズ分析による財務的な評価に加えて、ESGを主要な要素とします。
    - ・投資対象銘柄がいずれのテーマに関連するかの判断はDWSインベストメント GmbH の裁量によります。



2. マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメント GmbH に委託します。

DWSインベストメント GmbH はDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

- 3. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4. ファミリーファンド方式\*で運用を行います。
  - ※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた 資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行 う仕組みです。



#### <投資プロセス>

- ・企業への取材等を通じて独自の視点で情報を収集・分析し、投資判断を行います。キャッシュフロー に基づく利益率に注目し、継続的にバリュエーションをモニターします。
- ・個々の銘柄選択においては、企業の質と競争力に着目し、長期的な成長性を重視します。また、長期 的な成長性等の観点から、ESG要因を考慮します。
- ・トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの複合アプローチによりポートフォリオを構築します。
- ・ポートフォリオの構築にあたっては、DWSが独自に定めたESG投資基準に基づくスクリーニング を適用します。ESGを主要な要素として選定する投資対象への投資額(時価ベース)の純資産総額 に対する比率は、50%超を目標とします。

# トップダウン・アプローチ

グローバルなテーマ及びトレンド 地域配分 業種配分

企業の「質」と「成長性」に注目

## 銘柄選別 ファンダメンタルズ分析

# ボトムアップ・アプローチ

- (注1) 上記投資プロセスはマザーファンドに関するものです。
- (注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。
- (注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### <当ファンドの運用におけるESGに対する考え方>

DWSは当ファンドの運用において、望ましい環境的特性及び社会的特性の獲得に努めます。一貫性と客観性のある基準に基づき、ESG評価を行い、投資対象銘柄の選定に活用します。

#### 信頼できる複数のESGデータ提供会社のデータを活用

ESGデータ提供会社によって哲学や見方が異なるため、提供されるデータにはばらつきが生じます。そのためDWSでは複数のESGデータ提供会社と契約し、広範かつ精緻なデータを活用します。

#### 幅広いデータソースをもとにDWS独自のデータベースを開発

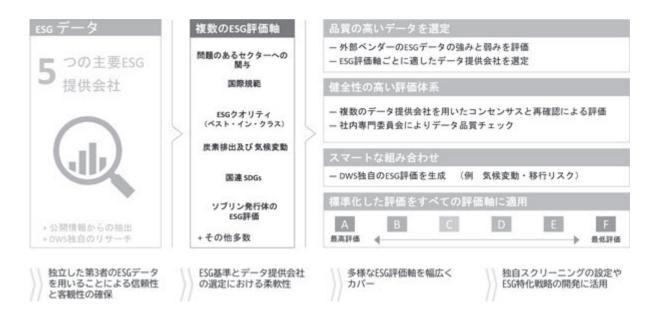
複数のデータ提供会社から入手したデータや公開情報及び社内評価をもとに、DWS独自の方法に基づく一貫性のある評価を行うため、自社開発の「ESGエンジン」を運用の各プロセスに活用しています。

ESGデータベースを活用した付加価値のあるESG評価の実現

ESG評価にはESGデータベースを活用し、多角的な評価項目について、望ましい環境的及び社会的特性の達成度の観点から、銘柄毎にA(最高位)からF(最低位)までの等級を付与します。 各評価項目について等級と適格条件が設定され、1つでも不適格の評価項目がある銘柄は、他の評価項目が適格であっても投資対象から除外されます。

(注) 投資対象銘柄の一部に、ESG評価が付与されていない企業が含まれることがあります。

#### <ESGエンジン>



(注) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

#### <主なESG評価項目の詳細>

#### DWS ESGクオリティ評価

DWS ESGクオリティ評価は、例えば環境変化への対応、製品の安全性、従業員管理、企業倫理を含む総合的なESG評価(ベスト・イン・クラス・アプローチ)について、データ提供会社間のコンセンサスに基づくピアグループ比較が可能です。ピアグループは、同じ産業の発行体から構成されます。このピアグループ比較で評価が高い発行体はより良いスコアとなり、評価が低い発行体はより悪いスコアとなります。ピアグループと比較して評価が最も低い(評価等級が「F」)発行体は、投資対象から除外されます。

#### DWS気候変動・移行リスク評価

DWSの気候変動・移行リスク評価では、気候変動や環境変化(温室効果ガスの削減や水の保全等)に関連して、発行体を評価します。気候変動やその他のネガティブな環境変化への寄与度が低い、あるいはそのようなリスクにさらされていない発行体は、より良いスコアとなります。極度に高い気候変動リスク特性を持つ(評価等級が「F」)発行体は、投資対象から除外されます。

#### DWS国際規範評価

DWSの規範評価では、例えば、国連グローバル・コンパクトの原則や国際労働機関の基準の枠組み、また一般的に認められた国際的な基準や原則に照らし合わせて、発行体の行動を評価します。

規範評価では、例えば、人権侵害、労働者の権利侵害、児童労働、強制労働、環境への悪影響、企業倫理等を調査します。規範問題の深刻度が最も高い(評価等級が「F」)発行体や評価が付与されていない発行体は、投資対象から除外されます。

#### 国連グローバル・コンパクト

DWSの規範評価に加えて、国連グローバル・コンパクトの原則の関連する1つ以上の深刻な未解 決の論争に関与している発行体は、投資対象から除外されます。

#### 問題のある兵器への関与

核兵器、クラスター爆弾、対人地雷、劣化ウラン兵器、化学兵器、生物兵器、白リンを含む焼夷弾の製造者及び主要部品の製造者として特定される発行体は、投資対象から除外されます。また、発行体の株主資本構成も考慮して、投資対象から除外することがあります。

#### 問題のあるセクターへの関与

特定の事業分野や事業活動が、「問題のあるセクター」とみなされる分野と関連がある場合、その発行体は投資対象から除外されます。また、エネルギー生産のために発電所等で使用される石炭 (一般炭)に関して、石炭採掘、石炭生産、石炭利用等の拡張計画をもつ発行体は投資対象から除外されます。

問題のあるセクターからの売上が総売上に占める割合(売上比率)に基づき、各セクターについて 以下の基準値を設定しています。

セクター	売上比率		
273-	組入可	除外	
石炭発電			
原油採掘(伝統的手法)			
オイルサンド・オイルシェールの採掘・探索	10%未満	10%以上	
石炭採掘と原油採掘の合計			
天然ガスを除く化石燃料発電			
防衛装備			
民間用武器			
パーム油			
タバコ	5 %未満	5%以上	
アダルト			
ギャンブル			
原子力発電、ウラン採掘・燃料化			
石炭採掘	1 %未満	1%以上	
原油・天然ガス採掘(非伝統的手法)	0 %	0 %超	

#### ESG評価の対象ではない資産

当ファンドのすべての資産がESG評価の対象となっているわけではありません。デリバティブについては、原資産の発行体がESG評価の評価手法に準拠している場合のみ考慮されます。また、現金や金融機関への預金は、ESG評価の対象外となります。

(注) ESG評価項目は上記に限るものではありません。また、将来変更される場合があります。

#### <スチュワードシップ方針>

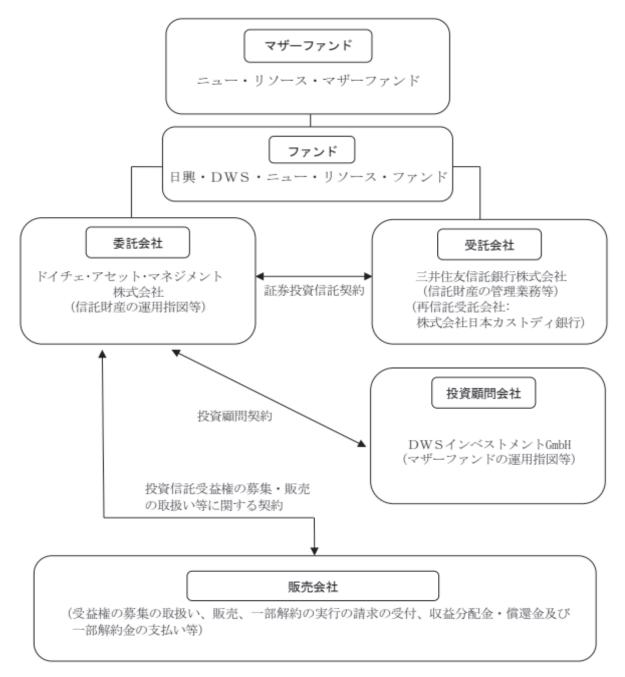
当ファンドを運用するDWSインベストメントGmbHは、アクティブ・オーナーシップを投資先企業のガバナンス、行動方針、活動の改善と長期的な財務パフォーマンスの向上を後押しする重要な手段と考えています。具体的には、株主としての権利や立場を利用して投資先企業の活動や行動に影響を与えることを目的として、対話(エンゲージメント)、議決権行使、株主総会への出席等を通じて、投資先企業への直接的な関与の機会を積極的に設けます。

#### (2) 【ファンドの沿革】

2006年12月20日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

#### (3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



#### ② 委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

- a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 (「委託会社」) 当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・ 運用報告書の作成等を行います。
- b. 三井住友信託銀行株式会社(「受託会社」)

(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

d. DWSインベストメントGmbH (「投資顧問会社」)

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。 なお、委託を受けた者が、法令に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損 失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託 の内容を変更することができます。

#### ③ 委託会社の概況

a. 資本金の額 (2025年1月末現在)3,078百万円

b. 沿革

1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント (株) 設立

1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得

1990年 ドイツ銀投資顧問 (株) と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント (株) に社名を変更

1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問 (株) に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得

1996年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更

1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問 (株) と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント (株) に社名を変更

2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併

2005年 ドイチェ・アセット・マネジメント (株) とドイチェ信託銀行 (株) の資産運用サービス業務を統合

資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント(株)に一本化

c. 大株主の状況 (2025年1月末現在)

名 称:DWS グループ GmbH & Co. KGaA

住 所:ドイツ連邦共和国60329 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン マインツァー・ ラント通り11-17

所有株式: 61,560株 所有比率: 100%

#### 2 【投資方針】

#### (1)【投資方針】

① 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- ② 運用方法
  - a. 投資対象

ニュー・リソース・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

- b. 投資態度
  - 1) 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して 運用を行います。
  - 2) 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
  - 3) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、並びに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
  - 4) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### <マザーファンドの投資方針>

基本方針

マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- ② 運用方法
  - a. 投資対象

世界各国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- b. 投資態度
  - 1) グローバルな需要のシフト(変化・増大)から、今後成長が期待される3つのテーマ(水・農業・代替エネルギー)に関連する企業の株式を中心に投資を行います。
  - 2) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
  - 3) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産 の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効 率的な運用に資するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
  - 4) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律 (以下「投信法」 といいます。) 第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)

- ハ. 金銭債権
- 二. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### ② 運用の指図範囲等

- a. 当ファンドにおいて投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価 証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、ドイチェ・アセット・マネジメント 株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社とするニュー・リソース・マザーファンドの受益証券のほか、次に掲げるものとします。
  - 1. 株券または新株引受権証書
  - 2. 国債証券
  - 3. 地方債証券
  - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
  - 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法 第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定める ものをいいます。)
  - 11. コマーシャル・ペーパー
  - 12. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) 及び新株予約権証券
  - 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記12. までの証券または 証書の性質を有するもの
  - 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 15. 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。 下記16. において同じ。)で下記16. で定めるもの以外のもの
  - 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本16. に おいて同じ。) または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  - 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  - 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - 22. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 24. 外国の者に対する権利で上記23. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1. の証券または証書及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記6. までの証券並びに上記16. の証券及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記2. から上記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14. 及び上記15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- b. 委託会社は、信託金を、上記 a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同 じ。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- c. 上記 a. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、 委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記 b. に掲げる金融商 品により運用することの指図ができます。

#### <マザーファンドの投資対象>

① 投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
  - ハ. 金銭債権
  - 二. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形
- ② 運用の指図範囲等
  - a. 委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限を受けた者を含みます。以下同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図するものとします。
    - 1. 株券または新株引受権証書
    - 2. 国債証券
    - 3. 地方債証券
    - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
    - 5. 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
    - 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
    - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
    - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
    - 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法 第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

- 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12. 新株引受権証券及び新株予約権証券
- 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記12. までの証券または証書の性質を有するもの
- 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。 下記16. において同じ。)で下記16. で定めるもの以外のもの
- 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本16. に おいて同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24. 外国の者に対する権利で上記23. の有価証券の性質を有するもの

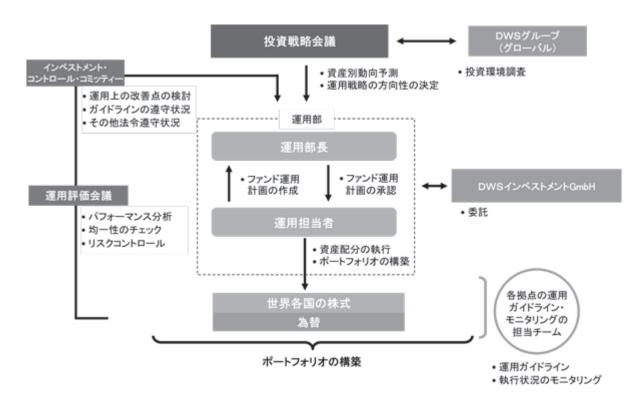
なお、上記1. の証券または証書及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記6. までの証券並びに上記16. の証券及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記2. から上記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14. 及び上記15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- b. 委託会社は、信託金を、上記 a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用する ことを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- c. 上記 a. の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記 b. に掲げる金 融商品により運用することの指図ができます。

#### (3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

#### <運用体制>

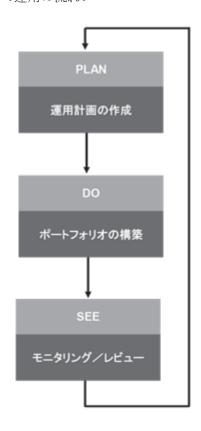


委託会社は、マザーファンドに係る運用指図に関する権限をDWSインベストメントGmbH(所在地:ドイツ フランクフルト)に委託します(以下「運用委託先」という場合があります。)。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問等を通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

#### <運用の流れ>



- 運用計画の作成にあたっては、グローバルに展開するDWSグループ内で 情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針に従ってファンドの運用計画を作成し、 運用部長の承認を得ます。
- 承認された運用計画に従って、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- 個々の投資判断については、必要に応じて、DWSインベストメントGmbHに 所属する運用チームへ委託を行います。
- 各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- 運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の 状況や他ファンドとの均一性等についてレビューを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

#### <内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織>

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

#### <委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制>

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社のアセットマネジメント業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力(運用パフォーマンス実績)、信用力、リスク管理能力(運用ガイドラインの遵守状況を含みます。)及び内部統制の状況(または内部監査の実施状況)の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点等が判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

毎決算時(原則として毎年12月10日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。) に、原則として以下 の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- (注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

<信託約款で定める投資制限>

① 株式への投資制限

株式への実質投資割合\*には制限を設けません。

- ※ 「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。
- ② 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ④ 信用リスク集中回避のための投資制限
  - 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 同一銘柄の株式等への投資制限
  - a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予 約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを あらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号及び第8号の定 めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合 は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ⑦ 投資する株式等の範囲
  - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されて いる株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得 する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
  - b. 上記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が 投資することを指図することができます。

#### ⑧ 信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指 図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻 しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2. 株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4. 売り出しにより取得する株券
  - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(上記5. に定めるもの を除きます。)の行使により取得可能な株券
- c. 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れること の指図をすることができるものとします。

#### ⑨ 先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為 替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等 先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を 行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとし ます(以下同じ。)。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産 の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取 引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産 の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション 取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができ ます。

#### ⑩ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないもの とします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りでは ありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします
- d. 上記 c. においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額

にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券 の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑪ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法 により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- ① 有価証券の貸付の指図及び範囲
  - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
    - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - b. 上記 a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものと します。
- ③ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合 には、制限されることがあります。

- (4) 外国為替予約取引の指図
  - a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時 価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の為替変 動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
  - b. 上記 a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益 証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合 を乗じて得た額とします。

#### ① 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約代金及び当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- c. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金 が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<マザーファンドの信託約款で定める投資制限>

① 株式への投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ⑤ 同一銘柄の株式等への投資制限
  - a. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、並びに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

- ⑦ 投資する株式等の範囲
  - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されて いる株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得 する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
  - b. 上記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が 投資することを指図することができます。

#### ⑧ 信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指 図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻 しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2. 株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4. 売り出しにより取得する株券
  - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(上記5. に定めるもの を除きます。)の行使により取得可能な株券
- c. 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れること の指図をすることができるものとします。

#### ⑨ 先物取引等の運用指図

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスク を回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び 有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指 図をすることができます。

- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### ⑩ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為 替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないもの とします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りでは ありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託 財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純 資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとな った場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図 するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- Ⅲ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法 により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- ② 有価証券の貸付の指図及び範囲
  - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - b. 上記 a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものと します。
- (13) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

④ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

#### <法令で定める投資制限>

- ① 同一法人の発行する株式への投資制限(投信法第9条)
  - 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。
  - a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
  - b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数
- ② デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号) 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ③ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2) 委託会社は、信託財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の 債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委 託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとしま す。

#### 3【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式等の値動きのある証券(外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

#### ① 株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ② 為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ③ カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国市場には、一般に先進諸国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度(市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等)やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、並びに決済の低い効率性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

#### ④ 信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国の株式は、先進諸国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

#### ⑤ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ 主要な要素となるESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク

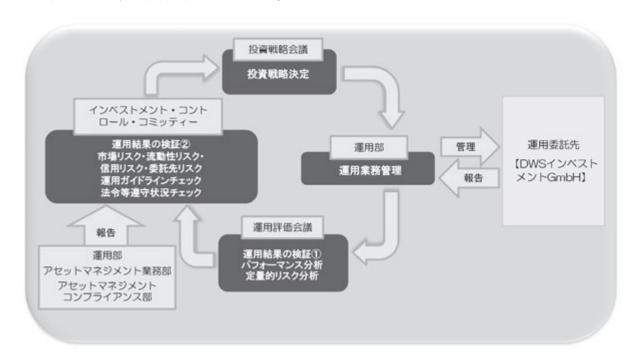
当ファンドでは、ESGを主要な要素として投資対象を選定しますが、各投資対象について、投資前にESGの様々な課題に対するリスクを把握してバリュエーション評価に勘案できない場合は、株価の下落や取引流動性の低下等を通じて、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。また当ファンドは、参照指数を設定していないため、ポートフォリオが目的とするESG特性を備えているかの比較検証はできません。

#### ⑦ その他の留意点

・当ファンドの追加設定(ファンドへの資金流入)及び一部解約(ファンドからの資金流出)による 資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マ ザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付予定銘柄によって は流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場 合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引 市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期 待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基 準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、解約申込みの受付けが中止となる可能性、解約代金の 支払いが遅延する可能性等があります。
- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消すことができます。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・当ファンドは、受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・当ファンドは、以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。 フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制等の 様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性がありま す。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制 委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び 定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここで は運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流 動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が 報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲され たエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられていま す。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務 を行っております。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

(注) 投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

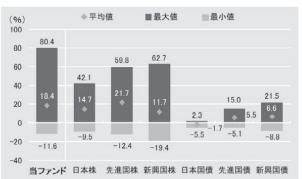
## 当ファンドの年間騰落率及び分配 金再投資基準価額の推移 ※1.※2

# 当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 \*\*1.\*\*3.\*\*4

(2020年1月~2024年12月)

(2020年1月~2024年12月)





- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金 (税引前)を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる 場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
  ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。
- ※3 2020 年 1 月~2024 年 12 月の 5 年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な 資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株: TOPIX (配当込み)

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BP I 国債

先進国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーグローバル (除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ ダイバーシファイド(円ベース)

(注1) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

(注2) 先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換 算しております。

#### 各資産クラスの指数について

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値及びTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCIインク (以下「MSCI」といいます。)が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権 利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有して います。
- ・NOMURA-BPIは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」といいます。)が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はNFRCに帰属します。なお、NFRCはNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーグローバル(除く日本)及びJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co. の子会社である J. P. Morgan Securities LLC(以下「J. P. Morgan」といいます。)が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J. P. Morgan は、インデックス及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J. P. Morgan は、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

#### 4 【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。 収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(注) 申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

#### (2)【換金(解約)手数料】

換金 (解約) に係る手数料はありません。

#### (3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.848% (税抜1.68%) を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

配分(年率、税抜)	委託会社	販売会社	受託会社	
及び役務の内容 各販売会社の 純資産残高に応じて	委託した資金の運用等の対価	購入後の情報提供、運用 報告書等各種書類の送 付、口座内での当ファン ドの管理等の対価		
100億円以下の部分	0.85%	0.75%	0.08%	
100億円超 300億円以下の部分	0.80%	0.80%	0.08%	
300億円超 500億円以下の部分	0.75%	0.85%	0.08%	
500億円超の部分	0.70%	0.90%	0.08%	

- (注) 委託会社及び受託会社の信託報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会 社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払 われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。
- ② 上記①の信託報酬並びに信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。) は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。) 及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ マザーファンドの運用の指図を行うDWSインベストメントGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

#### (4) 【その他の手数料等】

① 当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、 法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同 じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これ らは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。

- ② 信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
- ③ 上記①の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

#### ① 個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加 信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。)

#### ② 収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払 戻金(特別分配金)」(受益者の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

#### ③ 課税の取扱いについて

以下の内容は2025年1月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

#### a. 個人の受益者に対する課税

#### ◆ 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%(所得税15.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

#### ◆ 一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%(所得税15.315%及び地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%(所得税15.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金) は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA(ニーサ))の 適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

- b. 法人の受益者に対する課税
- ◆ 収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金) は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

- (注1) 上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、 詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
- (注2) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- (注3) 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

#### (参考情報)

#### ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2023年12月12日~2024年12月10日)における当ファンドの総経費率は以下のとおりです。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他の費用の比率
1.91%	1.84%	0.07%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値です。 ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド

(2024年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	10, 678, 429, 303	100. 10
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	_	△10, 940, 198	△0. 10
合計(純資産総額)		10, 667, 489, 105	100.00

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (参考) ニュー・リソース・マザーファンド

(2024年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	615, 179, 100	5. 76
	アメリカ	4, 423, 597, 019	41. 43
	カナダ	95, 272, 736	0.89
	ドイツ	622, 942, 298	5. 83
	イタリア	232, 224, 856	2. 17
	フランス	1, 226, 262, 178	11.48
	オランダ	365, 724, 101	3. 42
	スペイン	505, 700, 834	4. 74
	アイルランド	789, 885, 046	7. 40
	イギリス	356, 004, 796	3. 33
	スイス	316, 176, 842	2. 96
	ノルウェー	204, 321, 650	1. 91
	デンマーク	334, 916, 306	3. 14
	韓国	111, 782, 627	1.05
	台湾	164, 093, 773	1. 54
	小計	10, 364, 084, 162	97. 06
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	_	314, 466, 211	2. 94
合計(純資産総額)		10, 678, 550, 373	100.00

<sup>(</sup>注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド

〈評価額(全銘柄)〉

(2024年12月30日現在)

	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1			ニュー・リソース・ マザーファンド	3, 534, 499, 306	3. 0514	10, 785, 171, 183	3. 0212	10, 678, 429, 303	100. 10

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(2024年12月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100. 10
合計		100.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

## (参考) ニュー・リソース・マザーファンド

〈評価額(上位30銘柄)〉

(2024年12月30日現在)

順	国/				数量又は	簿価単価	簿価金額	評価単価	評価金額	投資
位	地域	種類	<b>銘</b> 柄名	業種	額面総額	(円)	(円)	(円)	(円)	比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半	24, 403	21, 956. 96	535, 815, 837	21, 672. 24	528, 867, 717	4. 95
2	ア メ リカ	株式	DEERE AND CO	資本財	7, 099	71, 087. 67	504, 651, 396	68, 026. 89	482, 922, 898	4. 52
3	フ ラ ンス	株式	NEXANS SA	資本財	26, 582	18, 141. 20	482, 229, 379	17, 333. 09	460, 748, 252	4. 31
4	アメリカ	株式	FERGUSON ENTERPRISES INC/DE	資本財	16, 005	33, 972. 71	543, 733, 287	27, 783. 19	444, 669, 988	4. 16
5	アメリカ	株式	BADGER METER INC	テローーェよ器/ クッ・ドアび	10, 728	36, 076. 11	387, 024, 536	34, 079. 88	365, 608, 963	3. 42
6	ア メ リカ	株式	XYLEM INC	資本財	19, 433	20, 460. 58	397, 610, 509	18, 590. 89	361, 276, 870	3. 38
7	ア メ リカ	株式	AMERICAN WATER WORKS CO INC	公益事 業	17, 957	20, 677. 28	371, 302, 090	19, 818. 37	355, 878, 510	3. 33
8	ア イ ル ラ ンド	株式	SMURFIT WESTROCK PLC	素材	40, 623	8, 460. 34	343, 684, 400	8, 559. 85	347, 726, 795	3. 26
9	フ ラ ンス	株式	NEOEN SA-WI	公益事 業	49, 714	6, 502. 79	323, 279, 981	6, 568. 76	326, 559, 514	3.06
10	日本	株式	荏原製作所	機械	127, 800	2, 456. 00	313, 876, 800	2, 460. 50	314, 451, 900	2. 94
11	ス ペ イン	株式	IBERDROLA SA	公益事 業	137, 347	2, 189. 31	300, 695, 571	2, 171. 17	298, 203, 932	2. 79
12	ア イ ル ラ ンド	株式	PENTAIR PLC	資本財	17, 142	17, 121. 40	293, 495, 094	15, 998. 32	274, 243, 291	2. 57
13	ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半 体・半 導体製 造装置	50, 792	5, 509. 97	279, 862, 761	5, 247. 75	266, 543, 941	2. 50

50	ノマク	1/1/1/\	OKOTED A/S	公益 <del>事</del> 業	19, 590	0, 030. 90	101, 492, 100	1, 302. 93	1110, 100, 210	04
30	ツ	株式  株式	NORDEX SE  ORSTED A/S	資本財 公益事	87, 702 19, 596		169, 371, 260 157, 492, 758		163, 585, 734 1 143, 108, 275 1	
	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR- SP ADR	半 導体 導体製 造装置	5, 145		162, 091, 736		164, 093, 773 1	
27	ア イランド	株式	TE CONNECTIVITY PLC	テローーェよ器ク・ドアび	7, 322	23, 964. 27	175, 466, 385	22, 932. 93	167, 914, 960 1	1.57
26	リカ	株式	QUANTA SERVICES INC		3, 397	50, 930. 79	173, 011, 916	51, 114. 28	173, 635, 227 1	1.63
25	アメリカ	株式	WASTE MANAGEMENT INC	商業・ 専門サ ービス	5, 647	34, 399. 40	194, 253, 438	32, 271. 88	182, 239, 327 1	1. 71
24	ドイツ	株式	KRONES AG	資本財	9, 759	19, 955. 32	194, 743, 968	19, 757. 41	192, 812, 623 1	1.81
23	フ ラ ンス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	5, 119	40, 949. 63	209, 621, 187	39, 753. 96	203, 500, 552 1	1.91
22		株式	GEBERIT AG-REG	資本財	2, 277	95, 670. 96	217, 842, 776	90, 655. 94	206, 423, 598 1	1.93
21	ス ペ イン	株式	EDP RENOVAVEIS SA	公益事業	130, 380	1, 692. 07	220, 613, 286	1, 591. 47	207, 496, 902 1	1.94
20	ア メ リカ	株式	IDEX CORP	資本財	6, 399	36, 326. 03	232, 450, 310	33, 393. 37	213, 684, 237	2.00
19	アメリカ	株式	WATTS WATER TECHNOLOGIES-A	資本財	7, 138	34, 454. 76	245, 938, 131	32, 224. 42	230, 017, 978	2. 15
18	イ タ リア	株式	ENEL SPA	公益事 業	205, 653	1, 141. 74	234, 802, 493	1, 129. 20	232, 224, 856	2. 17
17	フ ラ ンス	株式	VEOLIA ENVIRONNEMENT	公益事 業	52, 995	4, 672. 18	247, 602, 370	4, 442. 94	235, 453, 860 2	2. 20
H	日本	株式	栗田工業	機械	42, 800	5, 655. 00	242, 034, 000	5, 544. 00	237, 283, 200 2	2. 22
	オランダ	株式	ARCADIS NV	商業・ 専門サ ービス	24, 652	10, 225. 03	252, 067, 686	9, 680. 80	238, 651, 180 2	2. 23
	リカ			品イクジラサンバテロ・フエ						
14		株式	DANAHER CORP	医 薬	7, 221	37, 316. 24	269, 460, 597	36, 555. 39	263, 966, 529	2. 47

<sup>(</sup>注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(2024年12月30日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	機械	5. 76
	外国	素材	7.06
		資本財	36. 99
		商業・専門サービス	4. 39
		食品・飲料・タバコ	0.85
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3. 48
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7. 27
		公益事業	21. 09
		半導体・半導体製造装置	10. 18
合計			97. 06

<sup>(</sup>注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

## ②【投資不動産物件】

日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド 該当事項はありません。

(参考) ニュー・リソース・マザーファンド 該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド 該当事項はありません。

(参考) ニュー・リソース・マザーファンド 該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## ①【純資産の推移】

日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド

計算期間末または各月末		純資産総額	(百万円)	1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末	(2015年12月10日)	12, 528	12, 528	0. 9442	0. 9442
第10計算期間末	(2016年12月12日)	9, 909	9, 909	0.8777	0.8777
第11計算期間末	(2017年12月11日)	9, 284	9, 284	1. 0199	1. 0199
第12計算期間末	(2018年12月10日)	6, 953	6, 953	0.8942	0.8942
第13計算期間末	(2019年12月10日)	7, 011	7, 011	1.0092	1.0092
第14計算期間末	(2020年12月10日)	9, 622	9, 622	1. 3818	1. 3818
第15計算期間末	(2021年12月10日)	17, 735	19, 062	1.6040	1.7240
第16計算期間末	(2022年12月12日)	14, 651	14, 651	1. 6339	1. 6339
第17計算期間末	(2023年12月11日)	11, 763	11, 763	1. 7145	1. 7145
第18計算期間末	(2024年12月10日)	10, 858	10, 858	2. 0250	2. 0250
	2023年12月末日	11, 945	_	1. 7718	_
	2024年 1月末日	11, 753		1. 7657	
_	2月末日	11, 965	_	1. 8357	_

3月末日	12, 369	_	1. 9354	_
4月末日	12, 375		1. 9863	_
5月末日	12, 418		2. 0647	
6月末日	12, 337		2. 0884	
7月末日	11, 422		2. 0292	
8月末日	10, 945		1. 9559	
9月末日	11, 161		2. 0125	
10月末日	11, 237		2. 0646	
11月末日	10, 786	_	2. 0078	_
12月末日	10, 667	_	2. 0027	_

<sup>(</sup>注) 純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

## ②【分配の推移】

日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド

		1口当たりの分配金(円)
第9計算期間	2014年12月11日~2015年12月10日	0.0000
第10計算期間	2015年12月11日~2016年12月12日	0.0000
第11計算期間	2016年12月13日~2017年12月11日	0.0000
第12計算期間	2017年12月12日~2018年12月10日	0.0000
第13計算期間	2018年12月11日~2019年12月10日	0.0000
第14計算期間	2019年12月11日~2020年12月10日	0.0000
第15計算期間	2020年12月11日~2021年12月10日	0. 1200
第16計算期間	2021年12月11日~2022年12月12日	0.0000
第17計算期間	2022年12月13日~2023年12月11日	0.0000
第18計算期間	2023年12月12日~2024年12月10日	0.0000

## ③【収益率の推移】

日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド

		収益率(%)
第9計算期間	2014年12月11日~2015年12月10日	△1.6
第10計算期間	2015年12月11日~2016年12月12日	△7. 0
第11計算期間	2016年12月13日~2017年12月11日	16. 2
第12計算期間	2017年12月12日~2018年12月10日	△12.3
第13計算期間	2018年12月11日~2019年12月10日	12.9
第14計算期間	2019年12月11日~2020年12月10日	36. 9
第15計算期間	2020年12月11日~2021年12月10日	24.8
第16計算期間	2021年12月11日~2022年12月12日	1.9
第17計算期間	2022年12月13日~2023年12月11日	4.9
第18計算期間	2023年12月12日~2024年12月10日	18. 1

<sup>(</sup>注)収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

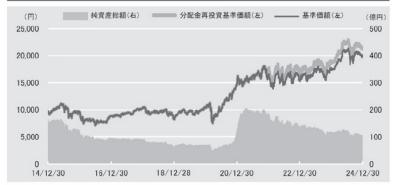
		設定口数(口)	解約口数(口)
第9計算期間	2014年12月11日~2015年12月10日	22, 906, 502	3, 800, 130, 580
第10計算期間	2015年12月11日~2016年12月12日	6, 320, 209	1, 985, 673, 851

第11計算期間	2016年12月13日~2017年12月11日	5, 886, 275	2, 192, 724, 154
第12計算期間	2017年12月12日~2018年12月10日	1, 139, 156	1, 328, 038, 995
第13計算期間	2018年12月11日~2019年12月10日	1, 074, 443	829, 904, 261
第14計算期間	2019年12月11日~2020年12月10日	1, 580, 673, 318	1, 564, 015, 275
第15計算期間	2020年12月11日~2021年12月10日	7, 754, 296, 203	3, 660, 896, 491
第16計算期間	2021年12月11日~2022年12月12日	1, 619, 922, 099	3, 709, 836, 523
第17計算期間	2022年12月13日~2023年12月11日	117, 087, 578	2, 223, 423, 462
第18計算期間	2023年12月12日~2024年12月10日	40, 954, 198	1, 540, 076, 828

基準日: 2024年12月30日

## 基準価額・純資産の推移(2014/12/30~2024/12/30)

## 分配の推移



1万口当たり、税引前		
2024年12月	0円	
2023年12月	0円	
2022年12月	0円	
2021年12月	1, 200円	
2020年12月	0円	
設定来累計	1, 400円	

- ※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
- ※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。 なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。 ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

## 主要な資産の状況

### マザーファンドにおける組入上位10銘柄

	銘柄	テーマ	業種	国	比率(%)	
1	エヌビディア	代替 エネルギー	半導体·半導体製造装置	アメリカ	5.1	
2	ディア	農業	資本財	アメリカ	4.7	
3	ネクサンズ	代替 エネルギー	資本財	フランス	4.4	
4	ファーガソン・エンタープライゼズ	水	資本財	アメリカ	4.3	
5	バッジャー・メーター	水	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	アメリカ	3.5	
6	ザイレム	水	資本財	アメリカ	3.5	
7	アメリカン・ウォーター・ワークス	水	公益事業	アメリカ	3.4	
8	スマーフィット・ウエストロック	農業	素材	アイルランド	3.4	
9	ネオエン	代替 エネルギー	公益事業	フランス	3.2	
10	荏原製作所	水	資本財	日本	3.0	
\"/	ントをはつぜ、コーンドの性子を圧め短に対する比較です					

マザーファンドにおける テーマ別構成比

テーマ	比率(%)
水	47.3
代替エネルギー	39.9
農業	12.8

マザーファンドにおける 国別構成比

国	比率(%)
アメリカ	42.7
フランス	11.8
ドイツ	6.0
アイルランド	6.0
日本	5.9

※ 比率はマザーファンドの株式評価総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移



- ※1 年間収益率の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ※2 当ファンドにベンチマークはありません。
- (注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- (注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

### 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

① 取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日(ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。)の午後3時30分<sup>※1</sup>までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。※1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「分配金受取りコース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。

当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「分配金受取りコース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。

「分配金再投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って契約<sup>※2</sup>を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。 ※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

- ② 当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ③ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
- ④ 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ⑤ 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が 定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。 収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。
- ⑥ 申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。 詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
- ⑦ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等
  - a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
  - b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情 (投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制 の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流 動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付け た取得申込みの受付を取消すことができます。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス https://funds.dws.com/ja-jp/
- ・電話番号 03-6730-1308 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

### 2【換金(解約)手続等】

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。 一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日(ただし、フランクフルト証券取引所 の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。)の午後3時30分\*\*までに一 部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したも のを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として 取扱います。
  - ※ 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
- ② 当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して 当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に 係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座 において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
- ④ 解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。 基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ⑤ お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。
- ⑥ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等において支払われます。
- ② 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (注)上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

### 委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス https://funds.dws.com/ja-jp/
- ・電話番号 03-6730-1308 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

### 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法等について>

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法 人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下 「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス https://funds.dws.com/ja-jp/
- ・電話番号 03-6730-1308 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

また、原則として日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。 (略称:トゥモロ)

### <運用資産の評価基準及び評価方法>

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場(外国で取引されている ものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場)で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

#### (2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

信託契約締結日(2006年12月20日)から無期限とします。

### (4)【計算期間】

- ① 当ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。
- ② 上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

- ① 信託の終了
  - a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなったとき、または、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、上記 a. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記 b. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a. の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付し ます。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として 公告を行いません。
- f. 上記 c. から e. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c. の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### ② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しよ うとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記 b. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a. の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。 ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

#### ③ 信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定 に従います。

### ④ 委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記 a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託 委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記② d. に該当する場合を除き、当該 投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

## ⑤ 運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に、期中の運用経過及 び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産 に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書(全体版)については 電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場 合には、これを交付します。

### ⑥ 関係法人との契約の更改等

<受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

### <投資顧問契約>

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

- ⑦ 委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い
  - a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑧ 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い
  - a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務 に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社 の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任し た場合、委託会社は、上記②の規定に従い、新受託会社を選任します。
  - b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了さ サます。
- 9 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い 信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪ 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託 契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所 定の事務を行います。

### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、 受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日(信託終了日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

#### (3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部 解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付 けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

### (4) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要(5) その他」の「①信託の終了」、または「②信託約款の変更」のうち その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、 受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができ ます。

#### (5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
  - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2023年12月12日から2024年12月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・DWS・ニュー・リソース・ファンドの 2023 年 12 月 12 日から 2024 年 12 月 10 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・DWS・ニュー・リソース・ファンドの 2024 年 12 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書 以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門 家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1【財務諸表】

## 日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第17期計算期間 (2023年12月11日現在)	第18期計算期間 (2024年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15, 933	2, 303
親投資信託受益証券	11, 886, 522, 879	10, 963, 302, 408
流動資産合計	11, 886, 538, 812	10, 963, 304, 711
資産合計	11, 886, 538, 812	10, 963, 304, 711
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6, 984, 007	2, 228
未払受託者報酬	5, 468, 788	4, 944, 196
未払委託者報酬	109, 375, 619	98, 883, 806
その他未払費用	1, 314, 060	1, 292, 940
流動負債合計	123, 142, 474	105, 123, 170
負債合計	123, 142, 474	105, 123, 170
純資産の部		
元本等		
元本	6, 861, 165, 378	5, 362, 042, 748
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	4, 902, 230, 960	5, 496, 138, 793
(分配準備積立金)	2, 323, 428, 387	3, 458, 830, 562
元本等合計	11, 763, 396, 338	10, 858, 181, 541
純資産合計	11, 763, 396, 338	10, 858, 181, 541
負債純資産合計	11, 886, 538, 812	10, 963, 304, 711

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第17期計算期間 (自 2022年12月13日	第18期計算期間 (自 2023年12月12日
	至 2023年12月11日)	至 2024年12月10日)
営業収益		
受取利息	_	36
有価証券売買等損益	886, 002, 890	2, 257, 848, 630
営業収益合計	886, 002, 890	2, 257, 848, 666
営業費用		
支払利息	433	72
受託者報酬	11, 573, 455	10, 263, 858
委託者報酬	231, 468, 935	205, 276, 917
その他費用	2, 982, 760	2, 905, 980
営業費用合計	246, 025, 583	218, 446, 827
営業利益	639, 977, 307	2, 039, 401, 839
経常利益	639, 977, 307	2, 039, 401, 839
当期純利益	639, 977, 307	2, 039, 401, 839
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	85, 006, 621	383, 865, 032
期首剰余金又は期首欠損金(△)	5, 684, 408, 199	4, 902, 230, 960
剰余金増加額又は欠損金減少額	71, 282, 872	39, 491, 098
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	71, 282, 872	39, 491, 098
剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 408, 430, 797	1, 101, 120, 072
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	1, 408, 430, 797	1, 101, 120, 072
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	4, 902, 230, 960	5, 496, 138, 793

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方	親投資信託受益証券	
法	移動平均法に基づき、	親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

第17期計算期間	第18期計算期間
(2023年12月11日現在)	(2024年12月10日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計 上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要 な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省 略しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第17期計算期間 (2023年12月11日現在)	第18期計算期間 (2024年12月10日現在)
1. 受益権の総数	6, 861, 165, 378 □	5, 362, 042, 748口
2.1口当たり純資産額	1.7145円	2.0250円
(1万口当たり純資産額)	(17, 145円)	(20, 250円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第17期計算期間	第18期計算期間
項目	(自 2022年12月13日	(自 2023年12月12日
	至 2023年12月11日)	至 2024年12月10日)
1. 信託財産の運用の指図に係る	純資産総額に対して年率0.3%以内	純資産総額に対して年率0.425%以
権限の全部又は一部を委託する	の額	内の額
ために要する費用として委託者		
報酬の中から支弁している額		
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の	計算期間末における費用控除後の
	配当等収益(129,173,867円)、費用控	配当等収益(129,633,736円)、費用控
	除後・繰越欠損金補填後の有価証券	除後・繰越欠損金補填後の有価証券
	売買等損益(425,796,819円)、収益調	売買等損益(1,525,903,071円)、収益
	整金(2,578,802,573円)、分配準備積	調整金(2,037,308,231円)、分配準備
	立金(1,768,457,701円)より、分配対	積立金(1,803,293,755円)より、分配
	象収益は、4,902,230,960円(1万口当	対象収益は、5,496,138,793円(1万口
	たり7,144円)でありますが、今期は	当たり10,250円)でありますが、今期
	分配を行っておりません。	は分配を行っておりません。

## (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

	第17期計算期間	第18期計算期間
項目	(自 2022年12月13日	(自 2023年12月12日
	至 2023年12月11日)	至 2024年12月10日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託とし	同左
	て、有価証券、デリバティブ取引等の	
	金融商品への投資を信託約款に定める	
	「運用の基本方針」に基づき行ってお	
	ります。	
2. 金融商品の内容及び当該金融	当ファンド及び主要投資対象であ	同左
商品に係るリスク	る親投資信託が保有する金融商品の種	
	類は、有価証券、デリバティブ取引、	
	金銭債権及び金銭債務であり、その詳	
	細は貸借対照表、注記表及び附属明細	
	表に記載しております。当該金融商品	
	には、性質に応じてそれぞれ市場リス	
	ク(価格変動リスク、為替変動リス	
	ク、金利変動リスク等)、流動性リス	
	ク、信用リスク等があります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体	委託会社では2つの検証機能を有	同左
制	しています。 1 つは運用評価会議で、	
	ここではパフォーマンス分析及び定量	
	的リスク分析が行われます。もう1つ	

はインベストメント・コントロール・ コミッティーで、ここでは運用部、ア セットマネジメント業務部、アセット マネジメントコンプライアンス部から 市場リスク、流動性リスク、信用リス ク、運用ガイドライン・法令等遵守状 況等様々なリスク管理状況が報告さ れ、検証が行われます。このコミッ ティーで議論された内容は、取締役会 から一部権限を委譲されたエグゼク ティブ・コミッティーに報告され、委 託会社として必要な対策を指示する体 制がとられています。運用部ではこう したリスク管理の結果も考慮し、次の 投資戦略を決定し、日々の運用業務を 行っております。また、委託会社で は、流動性リスク管理に関する規程を 定め、ファンドの組入資産の流動性リ スクのモニタリング等を実施するとと もに、緊急時対応策の策定・検証等を 行います。取締役会等は、流動性リス ク管理の適切な実施の確保や流動性リ スク管理態勢について監督します。

### Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

正 金融向品の時間寺に関する事項			
項目	第17期計算期間	第18期計算期間	
*只口	(2023年12月11日現在)	(2024年12月10日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及びそ	貸借対照表計上額は期末の時価で	同左	
の差額	計上しているため、その差額はあり		
	ません。		
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以	(1)有価証券及びデリバティブ取引以	
	外の金融商品	外の金融商品	
	有価証券及びデリバティブ取引以	同左	
	外の金融商品は、短期間で決済さ		
	れ、時価は帳簿価額と近似している		
	ことから、当該金融商品の帳簿価額		
	を時価としております。		
	(2)売買目的有価証券	(2)売買目的有価証券	
	(重要な会計方針に係る事項に関す	同左	
	る注記)に記載しております。		
3. 金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価の算定においては	同左	
についての補足説明	一定の前提条件等を採用しているた		
	め、異なる前提条件等によった場		
	合、当該価額が異なることもありま		
	す。		

### (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

	10 21 27 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17		
種類	第17期計算期間	第18期計算期間	
	1里秋	(2023年12月11日現在)	(2024年12月10日現在)
	親投資信託受益証券	769, 711, 816	1, 840, 808, 779
	合計	769, 711, 816	1, 840, 808, 779

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第17期計算期間 (2023年12月11日現在)	第18期計算期間 (2024年12月10日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	8, 967, 501, 262	6, 861, 165, 378
期中追加設定元本額	117, 087, 578	40, 954, 198
期中一部解約元本額	2, 223, 423, 462	1, 540, 076, 828

## (4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

## (イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ニュー・リソース・マザーファンド	3, 592, 522, 990	10, 963, 302, 408	
合計		3, 592, 522, 990	10, 963, 302, 408	

- ②信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- ③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは「ニュー・リソース・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「ニュー・リソース・マザーファンド」の状況 以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

豆八	(2023年12月11日現在)	(2024年12月10日現在)
区分	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	328, 628, 499	265, 142, 943
金銭信託	759, 329	347, 646
コール・ローン	25, 942, 492	19, 549, 437
株式	11, 526, 202, 854	10, 673, 777, 399
派生商品評価勘定	1, 090, 609	_
未収配当金	3, 735, 472	5, 785, 850
未収利息	_	53
流動資産合計	11, 886, 359, 255	10, 964, 603, 328
資産合計	11, 886, 359, 255	10, 964, 603, 328
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	_	1, 151, 876
未払利息	71	_
流動負債合計	71	1, 151, 876
負債合計	71	1, 151, 876
純資産の部		
元本等		
元本	4, 681, 945, 360	3, 592, 522, 990
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	7, 204, 413, 824	7, 370, 928, 462
元本等合計	11, 886, 359, 184	10, 963, 451, 452
純資産合計	11, 886, 359, 184	10, 963, 451, 452
負債純資産合計	11, 886, 359, 255	10, 964, 603, 328

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里女は云町刀町にかる事項に因	) O E 1107	
1. 有価証券の評価基準及び評価方	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価	
法	しております。	
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券	
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引	
	所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日に	
	おいて知りうる直近の最終相場)で評価しております。	
	計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金	
	融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日	
	の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所	
	等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
	当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金	
	融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の	
	提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	
	(3) 時価が入手できなかった有価証券	
	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定でき	
	ない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的	
	事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事	
	由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間	
価方法	末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約の	
	うち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値に	
	よって計算しております。	
3. その他財務諸表作成のための基	外貨建取引等の処理基準	
礎となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいておりま	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	す。	
	7.0	

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年12月11日現在)	(2024年12月10日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務	同左
諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書にお	
ける開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務	
諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないた	
め、注記を省略しております。	

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年12月11日現在)	(2024年12月10日現在)
1. 受益権の総数	4, 681, 945, 360 □	3, 592, 522, 990 □
2.1口当たり純資産額	2.5388円	3.0517円
(1万口当たり純資産額)	(25, 388円)	(30,517円)

## (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2022年12月13日	(自 2023年12月12日
(共日)	至 2023年12月11日)	至 2024年12月10日)
1. 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託とし	同左
	て、有価証券、デリバティブ取引等	
	の金融商品への投資を信託約款に定	
	める「運用の基本方針」に基づき行っ	
	ております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商	当親投資信託が保有する金融商品	同左
品に係るリスク	の種類は、有価証券、デリバティブ	
	取引、金銭債権及び金銭債務であ	
	り、その詳細は貸借対照表、注記表	
	及び附属明細表に記載しておりま	
	す。当該金融商品には、性質に応じ	
	てそれぞれ市場リスク(価格変動リス	
	ク、為替変動リスク、金利変動リス	
	ク等)、流動性リスク、信用リスク等	
	があります。当親投資信託が行うデ	

1	リスペー・ブエコン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	リバティブ取引については、外貨建	
	金銭債権債務等の為替変動リスクを	
	回避し、安定的な利益の確保を図る	
	目的で利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有	同左
	しています。1つは運用評価会議	
	で、ここではパフォーマンス分析及	
	び定量的リスク分析が行われます。	
	もう1つはインベストメント・コン	
	トロール・コミッティーで、ここで	
	は運用部、アセットマネジメント業	
	務部、アセットマネジメントコンプ	
	ライアンス部から市場リスク、流動	
	性リスク、信用リスク、委託先リス	
	ク、運用ガイドライン・法令等導守	
	状況等様々なリスク管理状況が報告	
	され、検証が行われます。このコ	
	ミッティーで議論された内容は、取	
	締役会から一部権限を委譲されたエ	
	グゼクティブ・コミッティーに報告	
	され、委託会社として必要な対策を	
	指示する体制がとられています。運	
	用部ではこうしたリスク管理の結果	
	も考慮し、次の投資戦略を決定し、	
	日々の運用委託先管理業務を行って	
	おります。また、委託会社では、流	
	動性リスク管理に関する規程を定	
	め、ファンドの組入資産の流動性リ	
	スクのモニタリング等を実施すると	
	ともに、緊急時対応策の策定・検証	
	等を行います。取締役会等は、流動	
	性リスク管理の適切な実施の確保や	
	流動性リスク管理態勢について監督	
	します。	

## Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年12月11日現在)	(2024年12月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びそ	貸借対照表計上額は期末の時価で	同左
の差額	計上しているため、その差額はあり	
	ません。	
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以	(1)有価証券及びデリバティブ取引以
	外の金融商品	外の金融商品
	有価証券及びデリバティブ取引以	同左
	外の金融商品は、短期間で決済さ	
	れ、時価は帳簿価額と近似している	
	ことから、当該金融商品の帳簿価額	
	を時価としております。	
	(2)売買目的有価証券	(2)売買目的有価証券
	(重要な会計方針に係る事項に関す	同左
	る注記)に記載しております。	
	(3)デリバティブ取引	(3)デリバティブ取引
	(デリバティブ取引に関する注記)に	同左
	記載しております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価の算定においては	同左
についての補足説明	一定の前提条件等を採用しているた	
	め、異なる前提条件等によった場	
	合、当該価額が異なることもありま	
	す。また、デリバティブ取引に関す	
	る契約額等はあくまでもデリバティ	
	ブ取引における名目的な契約額であ	
	り、当該金額自体がデリバティブ取	
	引のリスクの大きさを示すものでは	
	ありません。	

#### (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2023年12月11日現在)	(2024年12月10日現在)
株式	173, 110, 731	1, 439, 860, 373
合計	173, 110, 731	1, 439, 860, 373

### (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

#### (通貨関連)

	CONTRACT					
		(2023年12月11日現在)				
EV	THE WIT	契約額等(円)				
区分	区分		うち1年超	時価(円)	評価損益(円)	
			(円)			
市場取	為替予約取引					
引以外	売建					
の取引	アメリカドル	117, 696, 158	_	116, 605, 549	1, 090, 609	
	合計	117, 696, 158	_	116, 605, 549	1, 090, 609	

		(2024年12月10日現在)				
区分	[   種類	契約額等(円)				
	1里大只		うち1年超	時価(円)	評価損益(円)	
			(円)			
市場取	為替予約取引					
引以外	売建					
の取引	アメリカドル	105, 348, 159	_	106, 500, 035	$\triangle 1, 151, 876$	
	合計	105, 348, 159	_	106, 500, 035	△1, 151, 876	

#### (注1)時価の算定方法

- 1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ①為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替 予約は当該仲値で評価しております。
  - ②当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該 日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客 先物相場の仲値を用いております。
- 2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (その他の注記)

百日	(2023年12月11日現在)	(2024年12月10日現在)
項目	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	6, 227, 896, 571	4, 681, 945, 360
期中追加設定元本額	18, 280, 568	9, 482, 302
期中一部解約元本額	1, 564, 231, 779	1, 098, 904, 672
期末元本額	4, 681, 945, 360	3, 592, 522, 990
2. 元本の内訳		
日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド	4, 681, 945, 360	3, 592, 522, 990

## (3)附属明細表

## ①有価証券明細表

## (ア)株式

通貨	銘柄	数量		評価額	備考
			単価	金額	畑与
日本円	<b>荏原製作所</b>	135, 000	2, 456. 00	331, 560, 000	
	ダイキン工業	3, 400	18, 460. 00	62, 764, 000	
	栗田工業	42, 800	5, 655. 00	242, 034, 000	
小計				636, 358, 000	
アメリカドル	NUTRIEN LTD	13, 593	48. 78	663, 066. 54	
	DEERE AND CO	7, 099	449.41	3, 190, 361. 59	
	FRANKLIN ELECTRIC CO INC	7, 551	107. 43	811, 203. 93	
	IDEX CORP	6, 399	229.65	1, 469, 530. 35	
	PENTAIR PLC	17, 142	108. 24	1, 855, 450. 08	
	QUANTA SERVICES INC	3, 397	321. 98	1, 093, 766. 06	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	2, 786	298. 72	832, 233. 92	
	WATTS WATER TECHNOLOGIES-A	7, 138	217. 82	1, 554, 799. 16	
	XYLEM INC	19, 433	129. 35	2, 513, 658. 55	
	ZURN ELKAY WATER SOLUTIONS C	23, 477	40. 92	960, 678. 84	
	VERALTO CORP	2, 904	106. 75	310, 002. 00	
	WASTE MANAGEMENT INC	5, 647	217. 47	1, 228, 053. 09	
	DARLING INGREDIENTS INC	17, 136	36. 24	621, 008. 64	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	5, 539	144. 00	797, 616. 00	
	DANAHER CORP	7, 536	235. 91	1, 777, 817. 76	
	BADGER METER INC	11, 477	228. 07	2, 617, 559. 39	
	TE CONNECTIVITY PLC	7, 322	151. 50	1, 109, 283. 00	
	AMERICAN STATES WATER CO	9, 826	81. 73	803, 078. 98	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	17, 957	130. 72	2, 347, 339. 04	
	ESSENTIAL UTILITIES INC	21, 566	38. 83	837, 407. 78	
	NVIDIA CORP	24, 474	138. 81	3, 397, 235. 94	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	5, 145	199. 17	1, 024, 729. 65	
小計				31, 815, 880. 29	
				(4, 821, 378, 499)	
ユーロ	DSM-FIRMENICH AG	7, 811	103. 80	810, 781. 80	
	KRONES AG	9, 759	121. 00	1, 180, 839. 00	
	NEXANS SA	26, 582	110.00	2, 924, 020. 00	
	NORDEX SE	87, 702	11. 71	1, 026, 990. 42	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	5, 119	248. 30	1, 271, 047. 70	
	ARCADIS NV	24, 652	62.00	1, 528, 424. 00	
	EDP RENOVAVEIS SA	137, 652	10. 26	1, 412, 309. 52	
	ENEL SPA	205, 653	6. 92	1, 423, 735. 71	
	IBERDROLA SA	137, 347	13. 27	1, 823, 281. 42	
	NEOEN SA-WI	49, 714	39. 43	1, 960, 223. 02	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	56, 347	28. 33	1, 596, 310. 51	
	ASML HOLDING NV	1, 274	675. 00	859, 950. 00	
ır. ≑L	INFINEON TECHNOLOGIES AG	50, 792	33. 41	1, 696, 960. 72	
小計				19, 514, 873. 82	
イギリッキット	CMIDEIT WESTBOOK DIG	40,000	40 51	(3, 120, 623, 472)	
イギリスポンド	SMURFIT WESTROCK PLC	40, 623	42. 51	1, 726, 883. 73	
	FERGUSON ENTERPRISES INC/DE ROTORK PLC	16, 005 169, 599	170. 70	2, 732, 053. 50	
		· ·	3. 32	563, 407. 87	
	HALMA PLC UNITED UTILITIES GROUP PLC	24, 235 56, 730	27. 88	675, 671. 80 620, 909. 85	
小計	OMITED OTTETTIES GROOT FEC	56, 730	10. 94		
(1,車)。				6, 318, 926. 75 (1, 220, 879, 837)	
スイスフラン	GEBERIT AG-REG	9 977	545. 60		
スイスノラン 小計	GEDEKTI AG-KEG	2, 277	040.00	1, 242, 331. 20 1, 242, 331. 20	
/1,11				(214, 177, 898)	
ノルウェークローネ	YARA INTERNATIONAL	91 607	328. 50		
ノルソエークロー不	SCATEC ASA	21, 687 103, 038		7, 124, 179. 50	
小計	SCATEC ASA	100,008	81. 15	8, 361, 533. 70	
(1,車)。				15, 485, 713. 20	
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	19 196	414. 60	(211, 070, 270) 5, 031, 585. 60	
テンマーソクロ一不	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	12, 136 37, 416	102. 40	3, 831, 398. 40	
	APOINO WIND SISIEMS W/S	31,410	102.40	0, 001, 000. 40	l

	ORSTED A/S	19, 596	363. 50	7, 123, 146. 00	
小計				15, 986, 130. 00	
				(342, 742, 627)	
韓国ウォン	SAMSUNG SDI CO LTD	4, 189	239, 500. 00	1, 003, 265, 500. 00	
小計				1, 003, 265, 500. 00	
				(106, 546, 796)	
合計				10, 673, 777, 399	
口印				(10, 037, 419, 399)	

- (注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
  - 2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
  - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 22銘柄	44.0%	48.0%
ユーロ	株式 13銘柄	28. 5%	31.1%
イギリスポンド	株式 5銘柄	11.1%	12.2%
スイスフラン	株式 1銘柄	2.0%	2.1%
ノルウェークローネ	株式 2銘柄	1. 9%	2.1%
デンマーククローネ	株式 3銘柄	3.1%	3.4%
韓国ウォン	株式 1銘柄	1.0%	1.1%

- (イ)株式以外の有価証券該当事項はありません。
- ②信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- ③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 (2)注記表(デリバティブ取引に関する注記)取引の時価等に関する事項に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド

### (2024年12月30日現在)

Ι	資産総額	10, 678, 429, 303 円
П	負債総額	10,940,198 円
Ш	純資産総額 (I – II)	10, 667, 489, 105 円
IV	発行済口数	5, 326, 494, 840 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2.0027 円
	(1万口当たり純資産額)	(20,027円)

## (参考) ニュー・リソース・マザーファンド

## (2024年12月30日現在)

Ι	資産総額	10, 678, 558, 628 円
П	負債総額	8, 255 円
Ш	純資産総額 (I – II)	10, 678, 550, 373 円
IV	発行済口数	3, 534, 499, 306 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	3.0212 円
	(1万口当たり純資産額)	(30, 212 円)

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換について
 該当事項はありません。

# 2. 受益者に対する特典 該当事項はありません。

### 3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④ 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

### 4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再 分割できるものとします。

#### 5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

### 6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

### 1 【委託会社等の概況】

- (1) 資本金等
- ① 資本金の額

3,078百万円(2025年1月末現在)

- ② 発行する株式の総数200,000株(2025年1月末現在)
- ③ 発行済株式総数61,560株(2025年1月末現在)
- ④ 最近5年間における資本金の額の増減 該当事項はありません。

### (2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については3名以上、監査役 については1名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補 欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

- ① 四半期毎に行われる投資戦略会議において、DWSグループ (グローバル) からの情報を参考にしつ つ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。
- ② 運用担当者は、投資戦略会議の方針に従って各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。
- ③ 承認された運用計画に従って、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。
- ④ 各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違 反等がないか速やかにチェックを行います。
- ⑤ 運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブ リスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行 います。
- ⑥ インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善 すべき点等について検討を行います。
- ⑦ アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、ガイドライン遵守状況及 び利益相反取引のチェックを行います。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法 に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める 投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2025年1月末現在、委託会社の運用するファンドは67本、純資産総額は694,390百万円です(ただし、親投資信託を除きます。)。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類		本数	純資産総額	
公募	追加型株式投資信託		54本	196,881百万円
红世	単位型	株式投資信託	1本	815百万円
私募	追加型	株式投資信託	12本	496,694百万円
	合計		67本	694, 390百万円

## 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月10日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 関 賢二

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関 連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

<sup>(</sup>注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## (1)【貸借対照表】

1)【貨情对庶衣】				(単位:千円)
	前事業年度 (2023年3月31日)		当	事業年度
			(2024	4年3月31日)
資産の部				
流動資産				
預金	<b>※</b> 1	3, 268, 198	<b>※</b> 1	3, 566, 951
前払費用		24, 728		53, 483
未収委託者報酬		356, 135		421, 696
未収収益	<b>※</b> 1	1, 834, 232	<b>※</b> 1	1, 746, 442
未収還付消費税等		21, 354		_
立替金		29, 019		41, 199
流動資産計		5, 533, 669		5, 829, 774
固定資産				
投資その他の資産				
投資有価証券		10,712		1, 105
敷金		21, 027		28, 459
供託金		10,000		10, 000
預託金		1,000		1,000
投資その他の資産合計		42, 739		40, 565
固定資産合計		42, 739		40, 565
資産合計		5, 576, 409		5, 870, 339

	前事業年度 (2023年3月31日)	(単位:千円) 当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	208, 117	223, 520
未払手数料	167, 040	187, 471
その他未払金	75, 172	72, 968
未払費用	<b>※</b> 1 952, 266	<b>※</b> 1 1, 195, 329
未払消費税	_	8, 654
未払法人税等	42, 657	39, 086
賞与引当金	125, 974	121, 599
その他流動負債	5, 990	17, 692
流動負債合計	1, 577, 221	1, 866, 323
固定負債		
退職給付引当金	501, 274	406, 706
長期未払費用	30, 470	27, 474
賞与引当金	24, 395	47, 037
繰延税金負債	700	84
固定負債合計	556, 840	481, 302
負債合計	2, 134, 061	2, 347, 626
純資産の部		
株主資本		
資本金	3, 078, 000	3, 078, 000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1, 830, 000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△ 1,467,239	$\triangle$ 1, 385, 478
利益剰余金合計	△ 1, 467, 239	△ 1,385,478
株主資本合計	3, 440, 760	3, 522, 521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1, 587	191
評価・換算差額等合計	1, 587	191
純資産合計	3, 442, 347	3, 522, 713
負債純資産合計	5, 576, 409	5, 870, 339

#### (2) 【損益計算書】

前事業年度 当事業年度 (自 2022年4月1日 (自 2023年4月1日 至 2023年3月31日) 至 2024年3月31日) 営業収益 委託者報酬 2, 794, 467 3, 033, 825 運用受託報酬 431 224 その他営業収益 3,000,872 3,007,179 営業収益合計 5, 795, 771 6,041,228 営業費用 支払手数料 1, 367, 077 1, 406, 573 広告宣伝費 25,065 20, 134 調査費 125, 890 78, 183 委託調査費 426, 339 314, 845 情報機器関連費 137, 104 151,062 委託計算費 210,558 202, 709 通信費 7,649 8,824 印刷費 17,028 10,663 協会費 10,737 11,017 諸会費 784 1,038 諸経費 22,734 24,718 営業費用合計 2, 205, 727 2, 375, 014 一般管理費 役員報酬 90,996 48, 382 給料·手当 1, 145, 187 1,097,901 賞与 341, 781 418,805 交際費 3,704 4,628 寄付金 1,624 旅費交通費 19,066 21, 419 租税公課 48,005 57, 241 不動産賃借料 297, 790 329, 400 退職給付費用 98, 792 98, 469 福利厚生費 292,675 316, 749 業務委託費 **※** 1 899, 466 **※** 1 774,694 諸経費 90,821 110,740 一般管理費合計 3, 287, 299 3, 321, 046 営業利益 302, 744 345, 167 営業外収益 有価証券売却益 2,999 雜収益 4,055 7,477 営業外収益合計 4,055 10, 477

	(自 20	前事業年度 122年4月1日 123年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外費用			
為替差損		44, 650	63, 399
有価証券売却損		5	2
雑損失		1,682	2, 736
営業外費用合計		46, 338	66, 138
経常利益		260, 461	289, 505
特別利益			
過年度収益分配精算金	<b>※</b> 2	141, 735	-
特別利益合計		141, 735	-
特別損失			
割増退職金		82, 075	162, 037
過年度収益分配精算金	<b>※</b> 3	14, 980	_
特別損失合計		97, 055	162, 037
税引前当期純利益		305, 141	127, 468
法人税、住民税及び事業税		66, 662	45, 706
法人税等合計		66, 662	45, 706
当期純利益		238, 478	81, 761

# (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	株主資本			
		資本剰余金	利益剰余金	
	資本金	次十淮/世人	その他利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金 繰越利益剰余金		
当期首残高	3, 078, 000	1, 830, 000	△ 1,705,718	3, 202, 381
当期変動額				
剰余金の配当	_	_	_	_
当期純利益	_	_	238, 478	238, 478
株主資本以外の項目	_	_	_	_
の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	238, 478	238, 478
当期末残高	3, 078, 000	1, 830, 000	△ 1, 467, 239	3, 440, 760

	評価・推			
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計	
	評価差額金	合計		
当期首残高	1, 781	1, 781	3, 204, 063	
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	
当期純利益	_	-	238, 478	
株主資本以外の項目	A 104	A 104	A 104	
の当期変動額(純額)	△ 194	△ 194	△ 194	
当期変動額合計	△ 194	△ 194	238, 283	
当期末残高	1, 587	1, 587	3, 442, 347	

				(単位:十円)
		資本剰余金	利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他利益剰余金	株主資本合計
		其本华佣金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3, 078, 000	1, 830, 000	△ 1, 467, 239	3, 440, 760
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	_	_	81, 761	81, 761
株主資本以外の項目				
の当期変動額(純額)	_	_	_	_
当期変動額合計	_	_	81, 761	81, 761
当期末残高	3, 078, 000	1, 830, 000	△ 1, 385, 478	3, 522, 521

	評価・推		
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計
	評価差額金	合計	
当期首残高	1, 587	1, 587	3, 442, 347
当期変動額			
剰余金の配当	_	-	-
当期純利益	-	-	81, 761
株主資本以外の項目	A 1 20F	A 1 205	A 1 20F
の当期変動額(純額)	$\triangle$ 1, 395	△ 1,395	△ 1,395
当期変動額合計	△ 1,395	△ 1,395	80, 365
当期末残高	191	191	3, 522, 713

#### 注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 (市場価格のない株式等以外のもの)

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. 収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

#### (貸借対照表関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

. –		2		
_	前事業	年度	当事業年	度
	(2023年3	月31日)	(2024年3月	31日)
_	預金 2,401,50	1 千円	2, 930, 930	千円
	未収収益 41,25	2 千円	2, 433	千円
	未払費用 72,95	2 千円	188, 760	千円

#### (損益計算書関係)

※1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

``	N/MA III ( ) A O O O O O O O O O O O O O O O O O O	0,000		
		前事業年度		当事業年度
	(自	2022年4月1日 (	自	2023年4月1日
	至	2023年3月31日)	至	2024年3月31日)
	業務委託費	216,818 千円	;	389, 267 千円

#### ※2 過年度収益分配精算金

前事業年度において、当社が海外グループ会社に提供してきた業務部と企画部に係る海外ファンドサービス 関連費用を各社に請求することで合意しました。前事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、特 別利益として過年度収益分配精算金141,735千円を計上しております。

## ※3 過年度収益分配精算金

前事業年度において、当社が海外グループ会社より受領した運用受託に係る報酬を払い戻すことで合意しました。前事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、特別損失として過年度収益分配精算金14,980千円を計上しております。

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	61, 560	-	-	61, 560

## 2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	61, 560	_	_	61, 560

## 2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

#### (リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、 自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入 や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は 行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物 為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

#### 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、以下のとおりであります。

前事業年度(2023年3月31日)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	10, 712	10, 712	_
資産計	10, 712	10, 712	_
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(5,990)	(5,990)	_
デリバティブ取引計	(5, 990)	(5, 990)	_

- (\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。
- (\*2) 預金、未収委託者報酬、未収収益、預り金、未払手数料、その他の未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の

算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に

係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価

を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品 前会計期間末(2023年3月31日)

(単位:千円)

□ /\	時価				
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券	-	10, 712	_	10, 712	
資産計	-	10, 712	_	10, 712	
デリバティブ取引					
通貨関連	-	5, 990	_	5, 990	
負債計	-	5, 990	_	5, 990	

(注)1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場 価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

#### デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

## (注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3, 268, 198	-	_
未収委託者報酬	356, 135	-	-
未収収益	1, 834, 232	-	-
投資有価証券			
その他有価証券	-	487	_
合計	5, 458, 567	487	_

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	1, 105	1, 105	-
資産計	1, 105	1, 105	_
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(427)	(427)	_
デリバティブ取引計	(427)	(427)	-

- (\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。
- (\*2)預金、預り金、未払金、未収収益及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の

算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に

係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価

を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当会計期間末 (2024年3月31日)

(単位:千円)

EV		時化	時価		
区分	レベル1	レベル 2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券	_	1, 105	_	1, 105	
資産計	-	1, 105	_	1, 105	
デリバティブ取引					
通貨関連	_	427	_	427	
負債計	-	427	-	427	

(注)1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場 価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

#### デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

## (注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3, 566, 951	-	-
未収委託者報酬	421, 696	_	-
未収収益	1, 746, 442	_	_
投資有価証券			
その他有価証券	567	_	129
合計	5, 735, 658	_	129

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

				(十二:111)
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が				
取得原価を超えるもの	その他	9, 589	7, 289	2, 300
貸借対照表計上額が				
取得原価を超えないもの	その他	1, 123	1, 135	△ 12
合計		10, 712	8, 424	2, 287

## 当事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が				
取得原価を超えるもの	その他	1, 105	828	276
貸借対照表計上額が				
取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		1, 105	828	276

## 2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	994		5

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

			(117, 111)
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10,696	2, 999	2

## (デリバティブ取引関係)

#### ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

## 前事業年度 (2023年3月31日)

通貨関連 (時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等 うち1年超		時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建 ユーロ 買建	1, 015, 574	_	△ 6,650	△ 6,650
	ユーロ	105, 202	_	660	660
合言	+	1, 120, 776	-	△ 5,990	△ 5,990

## 当事業年度 (2024年3月31日)

通貨関連 (時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建 ユーロ 買建	533, 171	-	△ 296	△ 296
	ユーロ	26, 233	-	△ 131	△ 131
合	<u></u>	559, 405	_	△ 427	△ 427

#### (退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。

#### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (自 2022年4月1日 (自 2023年4月1日 至 2023年3月31日) 至 2024年3月31日) 退職給付債務の期首残高 473,690 494, 477 52,890 勤務費用 52, 488 利息費用 3,985 6,531 数理計算上の差異の発生額  $\triangle$  3,063  $\triangle$  3, 477 退職給付の支払額 △ 151, 934 △ 32,623 転籍者調整額 395 退職給付債務の期末残高 494, 477 398, 884

#### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (自 2022年4月1日 (自 2023年4月1日 2023年3月31日) 至 2024年3月31日) 非積立型制度の退職給付債務 398, 884 494, 477 未積立退職給付債務 494, 477 398, 884 7,822 未認識数理計算上の差異 6,796 貸借対照表に計上された負債の純額 501, 274 406, 706 退職給付引当金 406, 706 501, 274 貸借対照表に計上された負債の純額 501, 274 406, 706

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

版相目 真用及しての門の名目の金領				
				(単位:千円)
		前事業年度		当事業年度
	(自	2022年4月1日	(自	2023年4月1日
	至	2023年3月31日)	至	2024年3月31日)
勤務費用		52, 488		52, 890
利息費用		3, 985		6, 531
数理計算上の差異の費用処理額		△ 1, 124		$\triangle$ 2, 452
確定給付制度に係る退職給付費用		55, 349		56, 970

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

× 0.3/(±1/)1 = 1/3/(±1/c				
		前事業年度		当事業年度
	(自	2022年4月1日	(自	2023年4月1日
	至	2023年3月31日)	至	2024年3月31日)
割引率		1.38%		1.75%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度43,443千円、当事業年度41,498千円でありました。

## (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当儿业貞圧及∪除た児业只貞♥> ルエッノエ・なが日がックF JW(	前事業年度 (2023年3月31日)	(単位:千円) 当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	692, 738	653, 069
未払費用	291, 584	287, 979
減価償却超過額	77, 292	172, 876
退職給付引当金	153, 490	124, 533
賞与引当金	46, 043	52, 468
その他未払金	23, 017	22, 342
未払事業税	8, 932	9, 167
長期未払費用	9, 329	7, 580
その他	60, 257	1, 578
繰延税金資産小計	1, 362, 685	1, 331, 597
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注 2)	△ 692, 738	△ 653, 069
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 669, 946	△ 678, 527
評価性引当額小計(注1)	△ 1, 362, 685	△ 1, 331, 597
繰延税金資産合計	_	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 700	△ 84
繰延税金負債合計	△ 700	△ 84
繰延税金資産(負債)の純額	△ 700	△ 84

- (注 1) 評価性引当額が 31,088 千円減少しております。この減少は主に当期の見込みの課税所得に対して充当される 繰越欠損金に対する評価性引当額を取り崩したことに伴うものであります。
- (注 2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 前事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

							( 1 1 2 1 1 3 /
	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	-	-	692, 738	692, 738
評価性引当額	-	-	-	-	_	△ 692, 738	△ 692, 738
繰延税金資産	_	_	_	-	_	-	_

(\*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	_	-	_	-	-	653, 069	653, 069
評価性引当額	-	-	_	-	-	△ 653, 069	△ 653, 069
繰延税金資産	_	-	_	_	_	-	_

(\*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

		(単位: %)
	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	1.3
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3. 1	22. 5
評価性引当金	△ 14.7	△ 24.4
その他	2. 4	5.8
税効果会計適用後の法人税の負担率	21.8	35. 9

## (収益認識関係)

- 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項(セグメント情報等)に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、記載を省略しております。
- 2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

## (セグメント情報等)

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
2, 829, 394	1, 076, 607	783, 279	660, 257	446, 231	5, 795, 771

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1, 042, 080	投資運用業
DWS Investment S.A.	783, 279	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益

(単位:千円)

I	日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
	3, 044, 418	1, 056, 103	802, 105	717, 975	420, 625	6, 041, 228

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1, 038, 529	投資運用業
DWS Investment S.A.	802, 105	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

#### (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,223,021 ♣ı-¤	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*! [[、管理が門サービス	130,335	*2 預金 未収収益	2,401,501 41,252
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 ギューロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*L [T <b>、管理が</b> 門サービス	86,482	未払費用	72,952

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,106,436千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入			*2 預金	2,930,930
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 キューロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*L [[]、管理が門サービス	275,291	未払費用	188,760

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- \*1 当座預金口座を開設しております。
- \*2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の 計上を行っております。
- (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,796 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	426,548	未払費用	404,675
同一の 親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 手ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *5 特別利益	1,042,080 34,554	未収収益	600,834
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 Fル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査費 *5 特別利益	9,596 126,207 3,763 1,368	未払費用	64,450
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	6,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	264,701	未収収益	39,174
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査豊 *5 特別利益	40,478 73,682 249,354 5,208		21,324 134,166
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *5 特別利益	783,279 13,029 65,041		519,740 15,304
同一の 親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 ギユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査費 *5 特別利益	220,401 15,453 34,127 11,253	未収収益	96,040
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	82,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *5 特別利益	371,793 797 23,895	未収収益	300,826
同一の 親会社 を持つ会社	DB% ådvisors LLC	米国 ウィルミントン	1 手ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *5 特別利益	24,930 413	未払費用	18,459
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Alternatives GmbH	ドイツ フランクフルト	5,200 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	134,676	未収収益	46,796
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Beteiligungs GmbH	ドイツ フランクフルト	100,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	20,332	未収収益	9,140
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	イギリス ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	55,683	未払費用	39,052
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール シンガポール	96,700 千シンガポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス	30,602 61,693	未収収益 未払費用	41,822 26,497
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments Australia Limited	オーストラリア シドニー	2,400 千豪ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	10,420	未収収益	26,240
同一の 親会社 を持つ会社	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	96,481 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	5,572	未払費用	11,879
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825 千韓国 ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス	43,835 12,743	未収収益	60,283
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港 香港	238,600 千香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	134,455	未収収益 未払費用	48,083 127,131
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Alternatives Global Limited	イギリス ロンドン	104,007 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *6 特別損失	608 14,980	未払費用	1,175
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Global Business Services Inc.	フィリピン タギッグ	70 百万フィリピンペソ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	51,901	未払費用	43,583

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- \*1 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- \*2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- \*3 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- \*4 当該会社とのサービス契約に基づき、提供した不動産調査サービスで発生した過年度分の利益として特別利益の計上を行っております。
- \*5 当該会社とのサービス契約に基づき、提供した海外ファンドサービスより発生した過年度分の利益として特別利益の計上を行っております。

\*6 当該会社とのサービス契約に基づき、受領した報酬のうち、過年度分の払い戻しについて特別損失の計上を行っております。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取りの内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,796 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	セ (T、管理部門サービス	492,085	未払費用	341,010
同一の 親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*\$ その概営業収益	1,038,529	未収収益	486,796
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	セ に、管理部門サービス ◇》 その低言 業収益	98, 284 10, 058	未収収益	108,432
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	や (T、管理部門サービス *() その概言業収益 *4 要能調査費	33, 706 43, 193 329, 647	未払収益 未払費用	61,840 264,010
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,677 ギューロ	投資運用業	なし	サービスの授受	◇\$ その低言業収益	802, 105	未収収益	480, 795
同一の 親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 ギユ〜ロ	投資運用業	なし	サービスの授受	◇》その他営業収益	215, 004	未収収益	137, 705
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	英国 ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	42 [T、管理部門サービス	94, 997	未払費用	91, 410
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	<b>韓国</b> ソウル	19,410,825 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	ね (T、管理部門サービス ◇\$ その概置業収益	9,821 31,876	未収収益	67,093

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- \*1 当座預金口座を開設しております。
- \*2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- \*3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- \*4 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場 DB Beteiligungs-Holding GmbH ニューヨーク証券取引所に上場 DWS Group GmbH & Co. KGaA フランクフルト証券取引所に上場

## (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	55, 918. 57 円	57, 224. 06 円
1株当たり当期純利益	3,873.92 円	1, 328. 15 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

## 2. 1株当たり当期純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益(千円)	238, 478	81, 761
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益 (千円)	238, 478	81, 761
期中平均株式数(株)	61, 560	61, 560

#### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年4月1日から 2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年12月2日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

> 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 関 賢二

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、 中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関 して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実 性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書 日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸 表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表 示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表 示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

<sup>(</sup>注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# (1)中間貸借対照表

	(単位:千円)
	当中間会計期間末
	(2024年9月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	4, 007, 559
前払費用	30, 740
未収消費税等	28, 306
未収委託者報酬	443, 045
未収収益	1, 459, 813
立替金	30, 557
為替予約	2,863
流動資産計	6, 002, 888
固定資産	
投資その他の資産	44, 489
固定資産計	44, 489
資産合計	6, 047, 377
負債の部	
流動負債	
預り金	25, 769
未払金	205, 453
未払手数料	199, 675
その他未払金	5, 777
未払費用	1, 502, 256
未払法人税等	99, 699
賞与引当金	407, 425
流動負債計	2, 240, 604
固定負債	
長期未払費用	37, 521
退職給付引当金	393, 805
賞与引当金	36, 487
繰延税金負債	110
固定負債計	467, 925
負債合計	2, 708, 529
純資産の部	
株主資本	
資本金	3, 078, 000
資本剰余金	
資本準備金	1, 830, 000
資本剰余金計	1, 830, 000
利益剰余金	
その他利益剰余金	$\triangle$ 1, 569, 402
繰越利益剰余金	△ 1, 569, 402
利益剰余金計	△ 1,569,402
株主資本計	3, 338, 597
評価・換算差額等	0, 000, 001
その他有価証券評価差額金	250
評価・換算差額等合計	250
前	3, 338, 848
負債・純資産合計	6, 047, 377
只识   性見 生口口	0,041,311

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日
	至 2024年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1, 554, 513
運用受託報酬	95
その他営業収益	1, 585, 899
営業収益計	3, 140, 508
営業費用	
支払手数料	713, 397
その他営業費用	538, 331
営業費用計	1, 251, 729
一般管理費 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	1, 994, 791
営業損失	△ 106, 012
営業外収益	8, 484
営業外費用	12, 605
	△ 110, 133
税引前中間純損失 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	△ 110, 133
法人税、住民税及び事業税	73, 790
法人税等合計	73, 790
中間純損失	△ 183, 923

## 注記事項

# 重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価 方法	時価法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に 係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支 払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債 務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間 末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によって おります。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異によりを発生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期 から費用処理することとしております。
4. 収益の計上基準	当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。 契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。 また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により 円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (リース取引関係)

当中間会計期間末(2024年9月30日)

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。 (単位:千円)

	(十四:111)
	当中間会計期間
	(自 2024年4月1日
	至 2024年9月30日)
1年以内	56, 439
1年超	174, 022
合計	230, 462

#### (金融商品関係)

当中間会計期間末(2024年9月30日)

#### 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	1, 199	1, 199	_
資産計	1, 199	1, 199	_
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2, 863	2, 863	_
デリバティブ取引計	2, 863	2, 863	_

- (\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。
- (\*2) 預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に 近似するものであることから、記載を省略しております。

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算 定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

頃してわりより。

区分	時価(千円)			
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	_	1, 199	_	1, 199
資産計	_	1, 199	_	1, 199
デリバティブ取引				
通貨関連	_	2, 863	_	2, 863
負債計	_	2, 863	-	2, 863

#### (注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場 価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

#### デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

### (有価証券関係)

当中間会計期間末(2024年9月30日)

#### その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	1, 199	838	361
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	_	-	-
合計		1, 199	838	361

#### (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(2024年9月30日)

#### ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連 (時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ 買建 ユーロ	992, 051 593, 274	-	△2, 051 4, 915	$\triangle 2,051$ 4,915
台	計	1, 585, 325	_	2, 863	2, 863

#### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項(セグメント情報等)に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

#### (セグメント情報等)

#### セグメント情報

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	米国	ルクセンブルク	その他	合計
1, 554, 608	616, 736	424, 145	545, 017	3, 140, 508

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	617, 316	投資運用業
DWS Investment S.A.	424, 145	投資運用業

#### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	当中間会計期間末 (2024年9月30日)
1株当たり純資産額	54, 237円30銭
1株当たり中間純損失額	△2,987円71銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。
  - 2. 1株当たり中間純損失額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純損失額(千円)	△183, 923
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失額(千円)	△183, 923
普通株式の期中平均株式数(株)	61, 560

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ のあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 追加型証券投資信託

日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド

約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

#### 追加型証券投資信託

# 日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド 約 款

運用の基本方針

信託約款第23条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

ニュー・リソース・マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
- ① 主として親投資信託の受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
- ② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ③ 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引、方価証券オプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ④ 市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券 (親投資信託の受益証券を除きます。) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下と します。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### 3. 収益分配方針

毎決算時(原則として12月10日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### 追加型証券投資信託

#### 日興・DWS・ニュー・リソース・ファンド 約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友 信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

#### (信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に 行うものとします。

#### (信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
  - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
  - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第1項、第51条第2項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の信託期間終了日までとします。

#### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条 の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

## (受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た 額とします。
  - ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財 産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益 権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証 券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国に おける計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
  - ③ 第32条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定す

- る「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込みをした取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、当該受益権の取得申込みに応じないものとします。
  - ② 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該 手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額と します。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および 当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
  - ③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
  - ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
  - ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
  - ⑥ 委託者は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少 および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし ます。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設 した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の

振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第13条の2 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 (削除)

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

#### (投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条および第28条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 金銭債権
  - 二. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### (運用の指図範囲等)

- 第21条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とするニュー・リソース・マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。
  - 1. 株券または新株引受権証書
  - 2. 国債証券
  - 3. 地方債証券
  - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
  - 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第 1項第8号で定めるものをいいます。)
  - 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
  - 11. コマーシャル・ペーパー
  - 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予 約権証券

- 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15. 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。)で次号で定めるもの以外のもの
- 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。) または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 19. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に限ります。)
- 22. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用 上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図 ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に 親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

### (受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に 関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者 の利害関係人、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信 託財産との間で、第20条および第21条第1項および第2項に定める資産への投資を行うことができます。
  - ② 前項の取扱いは、第26条から第28条まで、第30条、第32条、第37条および第38条における委託者の指図に よる取引についても同様とします。

#### (運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。 (信用リスク集中回避のための投資制限)

第23条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### (投資する株式等の範囲)

- 第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論 見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

#### (同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価 総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることと なる投資の指図をしません。
  - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に 親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
  - ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の 信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなし た額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に 親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合 を乗じて得た額とします。

#### (信用取引の指図範囲)

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
    - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
    - 2. 株式分割により取得する株券
    - 3. 有償増資により取得する株券
    - 4. 売り出しにより取得する株券
    - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
    - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に 属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行 使により取得可能な株券
  - ③ 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

#### (先物取引等の運用指図)

- 第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
  - ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
  - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動 リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件 のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
  - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
  - ④ 前項において親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
  - ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## (デリバティブ取引等に係る投資制限)

第28条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法 により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第29条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親 投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の うち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投 資の指図をしません。
  - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に 親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社 債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

# (有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲 内で貸し付けることの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債 の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、 制限されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図)

- 第32条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
  - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に 親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

## (信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託 をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先とし て選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が 整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
  - 1. 信託財産の保存に係る業務
  - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

## 第34条 (削除)

#### (混蔵寄託)

第35条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および 外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買 代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡 性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関 に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第36条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとしま す。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## (有価証券の売却等の指図)

第37条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約および有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます

#### (資金の借入れ)

- 第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
  - ③ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## (損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

## (受託者による資金の立替え)

- 第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出 があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

- 第42条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。ただし、第1期 計算期間は、平成18年12月20日から平成19年12月10日までとします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものと します。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

- 第43条 受託者は、毎計算期間末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

- 第44条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
  - ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に有する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は実際に支払う金額の支払いを受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。
  - ③ 前項において、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
  - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。)および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。

## (信託報酬等の総額)

- 第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の168の率を乗じて得た金額とします。
  - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。) および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めるものとします。
  - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

# (収益分配)

- 第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1. 配当金、利金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
  - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第47条 受託者は、収益分配金および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して 得た額をいいます。以下同じ。)については第48条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、 一部解約金(第50条第3項の一部解約の価格に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。)については第 48条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い 込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振 替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に おいて一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末 日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名 義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期末の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
  - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ④ 一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該 受益者に支払います。
  - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
  - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額 等に応じて計算されるものとします。
  - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

## (収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金について第48条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに償還金について第48条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (信託の一部解約)

- 第50条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、一部解約の実行請求の受付は行いません。
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
  - ④ 平成 19 年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年1月4

日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

## (信託契約の解約)

- 第51条 委託者は、第4条の規定による信託終了日前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると 認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信 託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に 届け出ます。
  - ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合には、 受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者 は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出します。
  - ③ 委託者は、前2項の事項において、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 第1項および第2項に基づく信託契約の解約をしません。
  - ⑥ 委託者は、前項に基づきこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。 ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ⑦ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の 一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

## (信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解 約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

# (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第53条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

## (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第54条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

# (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、 その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができま す。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、 新受託者を選任します。
  - ② 委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

## (信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合

意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 第1項に基づくこの信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、前項に基づきこの信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。 ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

## (反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第 57 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、 運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### (公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

# (質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第58条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民 法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## (信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

# (付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成18年12月20日 (信託契約締結日)

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

## I 別に定める現地の証券取引所等

信託約款第12条第1項、第50条第1項における「別に定める現地の証券取引所等」とは次のものとします。

フランクフルト証券取引所 フランクフルトの銀行

# 親投資信託

ニュー・リソース・マザーファンド

約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

#### 親投資信託

# ニュー・リソース・マザーファンド 約 款

運用の基本方針

信託約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- (2) 投資能度
- ① グローバルな需要のシフト(変化・増大)から、今後成長が期待される3つのテーマ (水・農業・代替エネルギー) に関連する企業の株式を中心に投資を行います。
- ② 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ④ 市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## ニュー・リソース・マザーファンド 約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

#### (信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合 に行うものとします。

## (信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
  - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
  - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項、第47 条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

#### (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

#### (受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

#### (受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

## (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除して得た金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
  - ② 第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

# (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

- 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
  - ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
  - ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

## (投資の対象とする資産の種類)

- 第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条および第21条に定めるものに限ります。)
    - ハ. 金銭債権
    - 二. 約束手形
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

## (運用の指図範囲等)

- 第13条 委託者 (第16条第1項に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第15条、第17条から第23条、第25条、第30条から第32条まで同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図するものとします。
  - 1. 株券または新株引受権証書
  - 2. 国債証券
  - 3. 地方債証券
  - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  - 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1 項第8号で定めるものをいいます。)
  - 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
  - 11. コマーシャル・ペーパー
  - 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
  - 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。)で次号で定めるもの以外のもの
  - 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。) または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  - 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - 18. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  - 19. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に表示されるべきもの
  - 24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」

といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

## (受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に 関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者 の利害関係人、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信 託財産との間で、第12条および第13条第1項および第2項に定める資産への投資を行うことができます。
  - ② 前項の取扱いは、第19条から第21条まで、第23条、第25条、第30条および第31条における委託者の指図による取引についても同様とします。

#### (運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。 (運用の権限委託)

第16条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

名 称:DWSインベストメント GmbH

所在地:ドイツ連邦共和国 ヘッセン州 フランクフルト

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者との間で別途合意した取り決めに基づくものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法令に違反した場合、この信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

# (信用リスク集中回避のための投資制限)

第16条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## (投資する株式等の範囲)

- 第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

# (同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えること となる投資の指図をしません。
  - ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

## (信用取引の指図範囲)

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
    - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
    - 2. 株式分割により取得する株券
    - 3. 有償増資により取得する株券
    - 4. 売り出しにより取得する株券
    - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
    - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
  - ③ 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

#### (先物取引等の運用指図)

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
  - ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先 物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
  - ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

# (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動 リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件 のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
  - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
  - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供 あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (デリバティブ取引等に係る投資制限)

第21条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方 法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

## (有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲 内で貸し付けの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の 額面金額の合計額を超えないものとします。
  - ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

# (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、 制限されることがあります。

# (外国為替予約取引の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外 国為替の売買の予約取引を指図することができます。

## (信託業務の委託等)

- 第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託 をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先とし て選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者 および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとしま す。
    - 1. 信託財産の保存に係る業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者(第16条に定める運用の権限の委託先を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 第27条 (削除)

## (混蔵寄託)

第28条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および 外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買 代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡 性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関 に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとしま す。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やか に登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## (有価証券の売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

## (再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価 証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

- 第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

# (信託の計算期間)

- 第34条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。ただし、第1期 計算期間は、平成18年12月20日から平成19年12月10日までとします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。) が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

- 第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

## (信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

# (信託報酬)

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

## (利益の留保)

第38条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中の分配を行いません。

## (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては 追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

#### (信託契約の一部解約)

- 第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。
  - ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部 解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた 額とします。

# (信託契約の解約)

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、 もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了さ せることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出 ます。
  - ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託 がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合に おいて、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき 旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

## (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除 して得た額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払い)

- 第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。 (信託契約に関する監督官庁の命令)
- 第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解 約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

## (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第45条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

## (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

# (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、 その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができま す。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、 新受託者を選任します。
  - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

# (信託約款の変更)

- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
  - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき 旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
  - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

## (反対者の買取請求権)

第49条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4 項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する 受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取 請求の手続に関する事項は、第41条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。 (運用報告書)

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。 (公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成18年12月20日 (信託契約締結日)

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社